

第13号議案

新宮町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年3月3日

新宮町長 桐島光昭

理 由

職員の定数について、町立幼稚園の縮小等による教育機関の必要職員数の減少及び昨今の行政需要の拡大・多様化と福祉施策の拡充による町長の事務部局の必要職員数の増加に対応するため、新宮町職員定数条例の一部を改正するもので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものである。

新宮町条例第 号

新宮町職員定数条例の一部を改正する条例

新宮町職員定数条例（昭和45年新宮町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「147人」を「162人」に改め、同項第3号中「55人」を「40人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(参考資料)

新宮町職員定数条例(昭和45年新宮町条例第7号)新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 町長の事務部局の職員 <u>162人</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 教育委員会の事務部局、所管に属する教育機関の職員 <u>40人</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 町長の事務部局の職員 <u>147人</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 教育委員会の事務部局、所管に属する教育機関の職員 <u>55人</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>